

京都地域商業再生機構（CMO）認証制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都地域商業再生機構（CMO）認証制度（以下「認証制度」という。）を実施するために必要な事項を定め、京都府内において、商店街はもとより自治会、地域住民、支援企業などと連携し、地域ブランドの構築や地域コミュニティの課題解決とともに、観光客の消費を取り込むなど持続的な地域商業の活性化に取り組む活動を行う社会的企業を府が認証し、当該企業が社会的に評価される制度を創設することにより、持続可能な新しいコミュニティ再生の仕組構築を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) CMO Community Management Organizationの略称であつて、商店街はもとより自治会、地域住民、支援企業などと連携し、地域ブランドの構築や地域コミュニティの課題解決とともに、観光客の消費を取り込むなど持続的な地域商業の活性化に取り組む活動を行う社会的企業をいう。
- (2) 社会的企業 株主、オーナーのために利益の最大化を追求するのではなく、地域商業の活性化や地域コミュニティの課題解決等に利益を再投資する、社会的目的をもった企業をいう。

（認証制度、基準等）

第3条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている社会的企業を京都地域商業再生機構（CMO）（以下「CMO」という。）として認証し、公表する。

- (1) 商店街を核に、自治会、地域住民、支援企業等と連携した組織であること。
 - (2) 商店街をはじめ地域商業の活性化のほか、地域ブランドの構築や、高齢化問題など地域コミュニティの課題解決等に取り組む組織であること。
 - (3) 観光客の消費を取り込むなど、安定的に組織の運営に必要な収益をあげられる組織であること。
 - (4) 事業によって得られた利益を地域に再投資する組織であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する企業は本制度の対象としない。
- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる企業であると認められるとき。
 - (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする企業であると認められるとき。
 - (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
 - (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(認証審査の申請)

第4条 前条の規定により認証を受けようとする社会的企業（以下「申請者」という。）は、認証審査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 前条第1項各号の要件を満たしていることが確認できる資料

(意見聴取)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の評価を行い、その結果について京都地域商業再生機構（CMO）評価に係る意見聴取会議（以下「会議」という。）を開催し、意見を聴取するものとする。

(認証)

第6条 知事は、会議の委員の意見を聴取し、当該企業が、第3条に規定する認証基準に適合するものであると認めるときは、CMOとして認証をするものとする。ただし、申請書等の内容が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがある場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の規定により当該企業を認証した場合は、申請者に認証書を交付する。

3 認証の有効期間は、認証の日から3年間とし、引き続き認証の更新を受けようとする場合は、改めて申請を行うものとする。

(認証企業への優遇措置)

第7条 府は、次に掲げる措置等によりCMOへの優遇措置に努めることとする。

(1) スタートアップ支援補助金の交付

(2) 認証企業であることの広報

(3) 関連情報の提供

(変更の届出)

第8条 CMOは次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに、変更届出書（別記第2号様式）により、府に届け出なければならない。

(1) 企業の名称

(2) 代表者

(3) 本社又は事務所等の所在地

(4) 電話番号等の連絡先

(5) 資本金の額

(6) その他知事が必要と認める事項

(認証の取消し)

第9条 知事は、CMOが法令に違反したとき及びその他CMOとして適当でなくなったと認められるときは、会議に報告の上、認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しを行うときは、CMOに対し、認証取消通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、当該企業は速やかに認証書を知事に返納しなければならない。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務は、商工労働観光部商業・経営支援課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年9月13日から施行する。